

奈良県告示第百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成三十年八月七日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
中西 隆之	なかにし鍼灸整骨院 磯城郡田原本町大字小阪九六一三	平成三十年四月一日
洪 清平	おゝむタイソはり灸指圧院 生駒郡三郷町城山台一―三―四	平成三十年四月十九日
今西 洋子	片岡台針灸整骨院 北葛城郡上牧町下牧二丁目一―三七	平成三十年六月三日
仲嶋 直彦	仲嶋はりきゆう院 北葛城郡上牧町服部台四丁目五―三	平成三十年六月十七日